

開催年月日 令和2年3月12日(木)  
 質問者 日本共産党 菊池 洋子 議員  
 答弁者 知事 鈴木 直道  
 副知事 中野 祐介

質問内容	答弁内容
<p><b>一 新型コロナウイルス感染症対策について</b></p> <p><b>(二) 検査体制の強化について</b>                      現在、検査可能なのは、衛生研究所と一部保健所のみです。2月18日の申入れでも提案しましたが、検査体制の抜本的強化が必要です。どのようにしていくのか伺います。</p> <p><b>(三) 休校・再開および分散登校について</b>                      知事は2月27日から全道の小中学校の休校を要請し、道立校に拡大、さらに分散登校の実施を要請しました。休校等は設置者の判断と権限で行われるものですが、知事及び教育長の認識を伺います。知事は、誰とどのような相談や会議を経て意思決定されたのですか。休校の合理的根拠とともに伺います。また、春休みまで休校する学校と、早期再開を予定している学校もあります。早期再開や分散登校等について、市町村の考え方と対応を尊重されるのですか、知事及び教育長に伺います。</p> <p><b>(四) 医療機関、保育所、学童保育への物品の供給および支援について</b>                      消毒薬やマスクなどは医療機関はもとより、介護施設、保育所、学校、学童保育や食品製造・加工関連事業所等でも不足しています。道は実態をどう把握し、どのようにして供給を確保されるのか。保育</p>	<p><b>【副知事】</b>                      検査体制の強化についてありますが、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査につきましては、道内では当初から道立衛生研究所と札幌市衛生研究所で実施をしておりますけれども、3月4日からは旭川市保健所と道立北見保健所でも、また、本日から小樽市保健所と函館市衛生試験所でも実施できるようになりまして、現在、1日当たり200人程度の検査を実施できる体制となりましたことから、現時点において、検査が滞る状況にはないと考えております。</p> <p>今月6日からは、民間医療機関等が実施する検査が保険適用となりましたことから、現在、感染症指定医療機関や入院患者を受け入れる医療機関等に対しまして、検査実施の意向把握を実施しているところでございまして、その結果も踏まえながら、民間医療機関や登録検査機関なども活用し、検査体制の強化を図ってまいります。</p> <p><b>【副知事】</b>                      児童、生徒への対応等についてであります。新型コロナウイルス感染症患者数が増加をし、全道の広い地域で確認をされます中、児童生徒、あるいは教員等におきましても、感染者が確認をされ、道民の皆様方から不安の声をいただいたところでありまして、国からの専門家チームなどのご意見も伺う中で、やるべきことは全てやるとの考え方の下、前例のない取組ではありますけれども、2月25日に知事から教育長に対しまして、学校休業の検討要請をいたしましたほか、そのうち緊急事態を宣言したところでございます。</p> <p>道教委におかれましては、市町村教育委員会に対して2月27日から3月4日までの間、小・中学校の臨時休業を要請されましたが、その後の国からの要請も受けまして、小・中・高校や特別支援学校に春休みまでの更なる臨時休業の要請がなされたものと承知をしております。</p> <p>こうした中、休業期間の長期化に伴います子どもの心身や学習のケアはもとより、新学期に向けて、子どもたちの生活リズムを整えていくことも、今後必要であると考えまして、専門家の指示に基づく徹底した感染予防対策を前提とした分散登校の実施ができるよう、知事から教育長に対しまして要請をしたところでありまして、今後の学校の再開等につきましては、道として専門家などのご意見等も伺いながら、本道の感染状況等を慎重に見極めた上で、教育長とも緊密な連携を図りつつ、必要な検討を行ってまいります。</p> <p><b>【副知事】</b>                      防護用具等の確保についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の診療に支障が生じないよう、感染症指定医療機関におけるサージカルマスクなどの各種防護用具の在庫状況を毎週調査しておりまして、全道で感染者が発生する中、医療機関の</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>所、学童保育等では、室内の消毒や過ごし方の工夫などに配慮して対処しています。支援の強化が求められていますが、どう取り組むのか伺います。</p>	<p>需要は高まっている状況にあると認識をしております。</p> <p>このため、道では、国からの要請も踏まえまして、道の備蓄分を保健所や北海道医師会を通じまして、医療機関に対して配布をしてきております。</p> <p>また、保育所や放課後児童クラブ等に対しましては、手洗いやマスクの着用等の咳エチケットをはじめ、児童同士の距離の確保やこまめな換気、消毒液を用いた教室等の清掃など感染症対策の徹底について、ホームページや市町村等を通じて周知を図るとともに、保育団体等とも連携しながら相談への対応を行うほか、国の通知を踏まえまして、職員や場所の確保などに向け必要な助言・指導に努めてまいります。</p>
<p><b>再一（四）医療機関、保育所、学童保育への物品の供給および支援について</b></p> <p>マスク等防護用具の不足の深刻さについて質問しましたが、指定医療機関の在庫状況を調査中とのことでした。</p> <p>しかし、防護用具の不足は指定医療機関だけではなく、一般の医療機関でも医療用高機能マスクやガウン、また、使い捨て手袋などが不足してきています。食料製造・加工の現場でもマスク不足で困っています。</p> <p>実情について、どの把握され、どのように対応されるのか伺います。</p>	<p><b>【知 事】</b></p> <p>医療機関における防護用具についてであります。全国で新型コロナウイルス感染症が拡大をする中、厚生労働省では、医療用マスク等の安定供給確保に必要な対策を検討するため、今月に入り、感染症指定医療機関以外の医療機関を病床の規模に応じて無作為に抽出し、防護用具の在庫状況を調査しているところであります。</p> <p>道といたしましては、こうした調査の結果も踏まえながら、適切な医療提供体制が確保されるよう、国に対し、引き続き、防護用具の確保について強く要請をしております。</p>
<p><b>再々一（四）医療機関、保育所、学童保育への物品の供給および支援について</b></p> <p>医療現場での物品の不足の調査とともに、介護をはじめ他の分野での必要としているものの供給について、調査と公表をするお考えはないのか伺います。</p>	<p><b>【知 事】</b></p> <p>社会福祉施設における衛生用品についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、マスク等の需給が逼迫していることから、緊急に社会福祉施設の関係団体との会議を開催し、施設間での各種衛生用品の融通や感染予防について要請をするほか、社会福祉施設におけるマスクなどの備蓄状況等について調査を実施し、市町村に対し、備蓄するマスク等の社会福祉施設への提供検討するよう促してきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、現在、さらに対象サービスを拡大して調査を実施しているところであります。この結果も踏まえ、全国知事会と連携をしながら、引き続き関係団体と情報を共有するとともに、国に対し、社会福祉施設におけるマスク等の衛生用品の確保について、強く要請をしております。</p>
<p><b>一 新型コロナウイルス感染症対策について</b></p> <p><b>（六）診療報酬改定の延期要請について</b></p> <p>4月に診療報酬改定が予定されていますが、厚生局による説明会が中止され、内容の周知が尽くされていません。道保険医会は国に、改定の延期を行なうことを要望していますが、知事から、国に対して、改定延期を要望すべきではないですか。伺います。</p>	<p><b>【副知事】</b></p> <p>令和2年度の診療報酬改定についてであります。3月5日に告示されました診療報酬改定の説明会につきましては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、中止されましたものの、改定内容の説明映像は国のホームページで配信されておりますし、また、北海道厚生局では改定内容の資料を全道すべての医療機関等に送付するとともに疑義等の照会には個別に対応していると承知しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、医療現場等で混乱が生じないよう、引き続き、北海道厚生局等と情報交換するなど適切に対応していく考えであります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>三 道民生活について</p> <p>(一) 地域医療の確保等について</p> <p>1 公的病院の再編・統合問題について</p> <p>(1) 知事の受け止めと公表撤回について</p> <p>厚労省が9月に再編統合の対象として道内54の病院名を公表しました。病院や地域住民から「地域事情も顧みず、機械的、一律的」「町から病院がなくなるの」など怒り、戸惑い不安の声が聞かれます。再編統合リストの公表について知事自身はどう受け止め、どのように行動したのか伺います。</p> <p>わが会派は当該病院と、首長、住民と意見交換をしてきました。医師確保に向け、独立行政法人に移行して努力している病院もある中で、既に風評被害で新年度の職員採用に影響が出ている話も聞かれました。原子力災害医療協力機関である岩内協会病院は、岩宇4町村の小児科医療を担い、周辺8町村の人工透析患者を受け入れています。知事が道政執行方針で述べた地域医療の確保に全力を尽くすというのはこうした病院をしっかりと残していくことではないですか。リスト公表の撤回をもとめるべきではないですか。伺います。</p> <p>(2) 公立・公的病院の役割について</p> <p>同じく名前を公表された旭川市立病院、国立函館病院はいまさに対策に追われている新型コロナウイルス感染症に対応する感染症指定医療機関です。知事は200床まで増やすと要請した先も多くは公的病院です。</p> <p>感染症医療において重要な役割を果たす公立・公的病院の役割の再評価、維持・拡充こそ求められていると考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>(3) 今後の対応について</p> <p>1月17日には厚労省から都道府県に向け、ベッド削減や再編統合を要請する通知が発出されていますが、国の意向を反映した病床削減ありきの地域医療構想ではなく、本道の実態に応じた検討をすべきです。知事はどう対応するのか、伺います。</p>	<p><b>【副知事】</b></p> <p>公的医療機関に関する国の公表によります地域への影響等についてであります。国が再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等を公表したことを受けまして、道では、北海道市長会や町村会などと意見交換を実施しておりまして、今回の公表により、住民に不安を与え、医療現場に混乱をもたらすといったことを懸念する声も伺ったところでございます。</p> <p>厚生労働省では、昨年10月に開催しました自治体等との意見交換会で、今回の公表は再編等を強制するものではなく、地域の実情を踏まえて議論していただきたいとの見解を示されておりますけれども、全国知事会では、地域には不信と混乱が広がっていることから、公表の趣旨を改めて明確にするなど、国に真摯な対応を求めているところでありまして、道といたしましては、引き続き全国知事会と連携し、国に対し、地方との丁寧な協議のもとで取組を進めるよう求めてまいります。</p> <p><b>【副知事】</b></p> <p>公的医療機関の役割についてであります。自治体病院をはじめとする公的医療機関は、民間医療機関等との役割分担のもとで、地域において、救急医療等の政策医療や小児医療等の不採算医療などを担うことが求められるほか、感染症対策において重要な役割を果たすなど、地域の実情に応じて、様々な役割を担っているところでございます。</p> <p>医療過疎地を多く抱えております本道におきまして、不採算医療等を担う公的医療機関がその役割を適切に果たしていけるよう、引き続き、国に対して財政措置等の充実を求めてまいります。</p> <p><b>【知事】</b></p> <p>地域医療構想についてであります。道といたしましては、国の再検証要請に対し、総合保健医療協議会における協議を踏まえ、国の分析結果は絶対的なものではないと捉え、各圏域の診療状況を示す参考資料として共有しながら、再検証対象医療機関であるかどうか、公立・公的医療機関等であるかどうかに関わらず、地域において具体的な議論を進めていくこととしております。</p> <p>将来を見据えた効率的な医療提供体制を構築するためには、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って、地域の関係者による議論を深めることが重要であり、道としては、引き続き、地域の実情を十分に勘案しながら、急性期機能の集約化や病院の再編統合など、圏域ごとに設定した重点課題について議論を積み重ね、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) 国民健康保険について</p> <p>1 保険者努力支援制度について</p> <p>国は、国民健康保険の保険者努力支援制度で、収納率や法定外繰り入れの削減等を点数化し、都道府県及び市町村にそれぞれ 500 億円を配分しています。</p> <p>地方自治体に成果主義、競争主義を持ち込むやり方は、地方自治体の自主性と自立を確保する点からも問題ですが、知事の認識をうかがいます。</p> <p>再－1 保険者努力支援制度について</p> <p>保険者努力支援制度において、収納率や法定外繰り入れを点数化して、市町村に競わせることは問題です。市町村が事業の優先順位や軽重を判断することは尊重すべきであり、一般財源の用途は、団体自治に属することだと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。</p> <p>そのうえで、法定外繰り入れの削減等を点数化して、交付金配分競争にまきこむことに、問題はないとお考えかですか、伺います。</p> <p>2 構造的な問題、保険料および滞納処分について</p> <p>全国知事会などは、国保の加入者所得が低く、そして保険料が高いことを「国保の構造的な問題」として、国庫負担を増やすことを国に要望しています。</p> <p>しかし、保険者努力支援制度では、この構造的な問題は解決しないではありませんか。むしろ、法定外繰り入れの削減によって保険料が上げられ、収納率向上のためとして過酷な取り立てや滞納処分が横行するものではありませんか、伺います。</p> <p>再－2 構造的な問題、保険料および滞納処分について</p> <p>『保険者努力支援制度』は、交付金の配分により、国保料負担の軽減に」なるとのことですが、その交付金をもらうために、法定外繰り入れをやめ、保険料を引き上げたら、何もありません。</p> <p>国保の構造的な問題は、加入者の減少や、高齢化、年金の減少で収入が減り続けていることであり、保険者努力支援制度では解決しないことを指摘しておきます。</p> <p>また、滞納処分について、加入者の生活と人権を守る配慮を行うよう、市町村に技術的助言をすべきですが、いかがですか。</p>	<p>【副知事】</p> <p>国民健康保険に関しまして、保険者努力支援制度についてでありますけれども、保険者努力支援制度は、保険者における健康づくりや、適正かつ健全な事業運営などの取組に対しまして、国が定める指標に応じて交付金が配分されておまして、各保険者に対してインセンティブを与える制度と認識しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、国保財政を安定的に運営していくためには、市町村と連携して、生活習慣病予防などの医療費適正化や収納率向上対策などに取り組みることが重要と考えておまして、これらの取組みが推進されるよう、最大限この制度の活用を図っていく考えております。</p> <p>【知 事】</p> <p>国民健康保険に関し、まず保険者努力支援制度についてであります。</p> <p>道といたしましては、市町村独自の医療費適正化の取組や収納率向上対策などに対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことが重要と考えており、保険者努力支援制度は、こうした市町村の取組に対し、国の定率負担分に加え、交付金が配分される仕組みとなっているところであります。</p> <p>なお、保険料は市町村が決定するものであり、その際には、保険料減免や保健事業の実施など、市町村が自主的な取組を行うための一般会計からの法定外繰り入れも含め、適切に判断をされるものと考えております。</p> <p>【副知事】</p> <p>国保の保険料についてであります。</p> <p>保険者努力支援制度は、保険者の取組に対しまして、国が定める指標に応じた交付金の配分により、国保加入者の保険料負担の軽減にもつなげているところでございます。</p> <p>こうした中、道では、市町村とも合意の上で、単年度の決算補填や保険料の負担緩和を目的とした市町村の法定外繰り入れにつきましては、加入者負担に配慮をしながら、赤字解消計画に基づき、段階的な解消に取り組むこととしていただいております。</p> <p>また、保険料は、引き続き市町村が決定いたしますことから、道といたしましては、今後とも市町村とも十分協議を行いまして、保険料の急激な上昇に配慮をしながら、地域の実情に応じて、市町村に対し必要な助言を行う考えております。</p> <p>【知 事】</p> <p>保険料滞納者への対応についてであります。</p> <p>各市町村においては、法令に基づき、特別な理由がある者に対しては、保険料の減免やその徴収を猶予することとしており、それでもなお、納付されない場合には、督促や催告等を実施し、十分な納付相談を行いながら、保険料の収納に努めるとともに、滞納処分を含めた対応を行うこととされております。</p> <p>道といたしましては、保険料滞納者への対応が法令に基づき適切になされるよう、研修会等において市町村に対し、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。</p>